

◎新潟県告示第152号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する第18条第17項の規定により、新潟市の阿賀野川左岸土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和6年2月16日

新潟県新潟地域振興局長

1 退 任

理事 新潟市秋葉区水田548番地 高井 一郎

退任年月日 令和6年1月31日